

令和 8 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の年額の改定に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 22 号

令和 8 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の年額の改定に関する条例

(扶助料等の年額の改定)

第 1 条 昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に退職し、又は死亡した職員の遺族に給する扶助料又は遺族年金(以下「扶助料等」という。)については、令和 8 年 4 月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、旧長崎市給与金条例(大正 1 4 年長崎市条例第 3 号)又は長崎市職員退職年金条例(昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号)の規定によって算出して得た年額に改定する。

(扶助料等の年額の改定の場合の端数計算)

第 2 条 前条の規定により扶助料等の年額の改定をする場合において、当該規定により算出して得た扶助料等の年額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額をもって改定後の扶助料等の年額とする。

(扶助料等の年額の特例)

第 3 条 長崎市職員退職年金条例附則第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、

扶助料等の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が最短年金年限以上の者に係る令和8年4月分以降の年額が845,100円に満たないときは、845,100円をもってその年額とする。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第4条 扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その扶助料の年額に、162,000円を加えるものとする。

2 扶助料を受ける妻で、前項に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第2条第2項の規定によりその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令(昭和55年政令第276号)第1条各号に定めるもの(その全額を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、前項の規定による加算は行わない。ただし、扶助料の年額が850,000円に満たないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に第1項の規定による加算額を加えた額が850,000円を超えるときにおける当該加算額は、850,000円から当該扶助料の年額を控除した額とする。

(職権改定)

第5条 この条例の規定による扶助料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第1条関係）

年額の計算の基礎と なっている給料年額	仮定給料年額
円 3,552,500	円 3,620,300
3,593,900	3,662,600
3,725,100	3,796,300
3,911,300	3,986,000
4,095,800	4,174,000
4,209,600	4,290,000
4,320,700	4,403,200
4,546,100	4,632,900
4,766,800	4,857,800
4,810,100	4,902,000
4,981,600	5,076,800